

福祉団体活動助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、伊勢市社会福祉協議会（以下「社協」という。）が、伊勢市内で活動する各福祉団体（以下「団体」という。）に対し、社会福祉の増進を図るための活動や事業を支援することを目的に定める。

(助成の対象)

第2条 助成の対象は、次の各号に掲げる団体であって、共同募金運動に協力している団体とする。

- (1) 老人クラブ連合会
- (2) 障がい者団体
- (3) 母子寡婦福祉会
- (4) 伊勢市女性団体連絡協議会
- (5) その他、第3条に該当する事業を行う団体であって、伊勢市社会福祉協議会会長（以下、「社協会長」という。）が認める団体

(助成対象事業)

第3条 社協は、団体に対し、次に掲げる事業に助成するものであって、他の助成を受けていないものとする。なお、助成限度額は別表に定めるものとし、当該年度の予算の範囲で行う。

- (1) 団体が地域と協働して実施する事業
- (2) 団体が主体的に関わって進める社会貢献活動事業

(助成対象経費)

第4条 助成金の交付の対象となる経費は、団体が対象事業を実施するために直接要する経費とし、別表に定めるものとする。

(助成金の申請)

第5条 助成を受けようとする団体は、福祉団体活動助成事業申請書（様式第1号-1、様式第1号-3、取りまとめ組織については様式第1号-2、様式第1号-3、様式第1号-4）を社協が示した期日までに社協会長へ提出する。

(助成の決定)

第6条 社協会長が前条の申請書を受理したときは、その内容を審査して助成の適否を決定し、福祉団体活動助成決定通知書（様式第2号-1）または福祉団体活動助成却下通知書（様式第2号-2）を団体へ通知する。

(事業変更等の届出)

第7条 福祉団体活動助成決定通知書を受けた後、団体が申請した活動の一部または全部を変更する場合は、事前に福祉団体活動助成事業変更申請書（様式第3号）、変更後の助成対象事業の活動内容（様式第1号-3）を社協会長へ速やかに届け出なければならない。

2 社協会長が福祉団体活動助成事業変更申請書を受理したときは、その内容を審査して適否を決定し、適当と認めたときは、福祉団体活動助成事業変更承認通知書（様式第4号）により、団体に通知する。

(事業の報告)

第8条 助成を受けた団体は、事業終了後、その日から30日以内または当該年度の末日のいずれか早い日までに、福祉団体活動助成事業実施報告書（様式第5号）、および領収証（原本）を、社協会長へ提出する。

(助成金の返還)

第9条 助成金を受けた団体が、災害その他、特別な事由による場合を除く他、正当な理由なく次に掲げるいずれかに該当するときは、助成金の全額又は、一部を返還しなければ

ばならない。

- (1) 申請した助成対象事業を実施せず、又は実施する意思が認められないとき
- (2) 申請した助成対象事業を中止し、完了する見込みがないとき
- (3) 申請した助成対象事業を変更申請なしに変更し、実施したとき
- (4) 助成金を目的外に使用したとき

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、社協会長が別に定める。

附則

- この要綱は、平成18年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成19年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成20年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成21年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成24年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成25年 4月 1日より施行する。
この要綱は、平成25年10月 1日より施行する。
この要綱は、令和 元年 5月 1日より施行する。
この要綱は、令和 元年 8月 1日より施行する。
この要綱は、令和 3年 4月 1日より施行する。
この要綱は、令和 4年 4月 1日より施行する。
この要綱は、令和 6年 4月 1日より施行する。
この要綱は、令和 8年 4月 1日より施行する。

別表

(第3条関係)

1 助成限度額

(1) 団体が地域と協働して実施する事業

(2) 団体が主体的に関わって進める社会貢献活動事業

※上記(1)(2)については、別表2を参照のこと。

対象団体	助成限度額(円)	
	(1)	(2)
老人クラブ連合会※	50,000	50,000
各地区老人クラブ	25,000	25,000
障がい者団体連合会※	50,000	50,000
各障がい者団体	25,000	25,000
母子寡婦福祉会※	50,000	50,000
各支部母子寡婦福祉会	25,000	25,000
伊勢市女性団体連絡協議会※	50,000	50,000
各地区伊勢市婦人会	25,000	25,000
その他の団体※	25,000	25,000

※ 対象団体

(1) 老人クラブ連合会とは、市内にある老人クラブを取りまとめる組織。

(2) 障がい者団体連合会とは、身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者等の当事者、その家族が構成する団体を取りまとめる組織。

(3) 母子寡婦福祉会とは、市内にある各支部母子寡婦福祉会を取りまとめる組織。

(4) 伊勢市女性団体連絡協議会とは、市内にある地区婦人会を取りまとめる組織。

(5) その他の団体とは、第3条に該当する事業を行う団体であって、社協会長が助成が必要と認めたもの。

※助成限度額

助成は予算の範囲で行い、助成額は支部やその他団体に対しては第3条(1)(2)で各2万5千円、それらを取りまとめる組織に対しては第3条(1)(2)で各5万円を限度とする。

2 助成対象となる事業

(1) 団体が地域と協働して実施する事業

事業の種類	活動内容の例
地域のイベントで実施する活動	①団体の啓発活動 ②演目の披露 ③イベントでの炊き出し ④インクルーシブスポーツイベントへの参加 ⑤イベント参加者と交流するための活動
学校や施設と協働して実施する活動	①団体の啓発活動 ②児童や施設利用者と交流するための活動 ③世代間で交流するための活動

(2) 団体が主体的に関わって進める社会貢献活動事業

事業の種類	活動内容の例
ボランティア活動	①清掃活動 ②花植え活動
研修会・講演会	①団体の啓発を目的としたイベントの開催 ②防災・減災に関する研修・講演の開催

事業の種類	活動内容の例
研修会・講演会	③高齢者を対象に認知症予防・フレイルに関する研修・講演の開催 ④団体外からも参加できる研修・講演の開催
地域との交流活動	①スポーツ・パソコン・料理等、障がい児者・子どもを対象に知識・経験を広げる活動 ②伝統芸能等、地域のイベントで披露することを目的とした活動 ③団体外部からも参加できる活動
社会見学・体験会	①障がい児者・子どもを対象に知識・経験を広げる活動 ②障がい児者・子どもを対象に外出の機会を与える活動 ③団体外部からも参加できる活動 ※上記③については、既存の団体構成員のみの活動は対象外。ただし、構成員の増員があった場合は、この限りではない。

(第4条関係)

1 助成対象となる経費

項目	詳細
消耗品費	チラシや会議等に使用するコピー用紙、インク等
材料費	行事で使用する材料費(作品作りの材料、調理の食材料、飲料代等)
研修費	社会貢献活動に関する研修費(入場料、体験料)
賃借料	会場費、貸切バス代
講師謝礼及び旅費	講演会、研修会の講師謝礼及び旅費(講師は団体外部の場合に限る)
損害保険料	活動に関する損害保険料

※助成対象外の経費

- ・ 貸切バス以外の乗り物経費(タクシー代、電車代、自動車のガソリン代等)
- ・ 外注の食事代
- ・ 備品(助成対象となる事業以外でも使用できるもので消耗品ではないもの)
- ・ 会報・機関誌